

令和2年第6回平群町議会

臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和2年11月27日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	11月27日午前9時1分宣告（第1日）	
出 席 議 員	1 番 岩 崎 真 滋 3 番 山 本 隆 史 6 番 植 田 い ず み 8 番 森 田 勝 1 1 番 下 中 一 郎	2 番 長 良 俊 一 5 番 稲 月 敏 子 7 番 山 口 昌 亮 1 0 番 窪 和 子 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	4 番 井 戸 太 郎	9 番 山 田 仁 樹
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 政 策 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 こ ど も 課 長 観 光 産 業 課 長 都 市 建 設 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 上 下 水 道 課 長	西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 岡 弘 明 大 辻 孝 司 巳 波 規 秀 川 西 貴 通 橋 本 雅 至 大 浦 孝 夫 辰 巳 育 弘 西 岡 勝 三 島 野 千 洋 今 田 良 弘 松 村 嘉 容 寺 口 嘉 彦
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹 主 査	西 谷 英 輝 高 橋 恭 世 大 文 字 睦 美
町 長 提 出 議 案 の 題 目	議案第40号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例について 議案第41号 特別職の職員で常勤のもの給与および旅 費に関する条例の一部を改正する条例につ いて 議案第42号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件 に関する条例の一部を改正する条例につ いて	

町長提出議案 の題目	議案第43号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び 期末手当に関する条例の一部を改正する条 例について
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員 の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 11番 下中一郎 12番 馬本隆夫

令和 2 年 第 6 回 (1 1 月)
平群町議会臨時会議事日程 (第 1 号)

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 (金)

午前 9 時開議

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 議案第 4 0 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について |
| 日程第 4 | 議案第 4 1 号 | 特別職の職員で常勤のものゝ給与および旅費に関する
条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 4 2 号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 4 3 号 | 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当
に関する条例の一部を改正する条例について |

開 会 （午前 9 時 0 1 分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

議席番号 4 番、井戸議員より入院のため、また議席番号 9 番、山田議員より視察研修のため、本日の臨時会を欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止の観点により、本議会中、議場内でのマスクの着用について許可いたします。

ただいまの出席議員は 10 名で定足数に達しておりますので、これより令和 2 年平群町議会第 6 回臨時会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いいたします。町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。

臨時会の招集に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和 2 年第 6 回の臨時会を招集しましたところ、公私御多用の中、御出席いただき、ありがとうございます。

議員各位におかれましては、本町行政に対しまして格別の御協力を頂き、ありがとうございます。

本臨時会におきましては、令和 2 年の人事院勧告が出され、新型コロナウイルスの感染症拡大を受けて、期末手当が 10 年ぶりの減額勧告となりました。このことから、本町におきましても、給与等の改正の 4 議案の審議をお願いをしておるところでございます。

慎重な審議を賜り、可決賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○議 長

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本臨時会の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議 長

ただいまの報告のとおり、日程表に従い、議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により11番、下中君、12番、馬本君を指名いたします。本臨時会の会期中、よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日と決定いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

続きますして

日程第3 議案第40号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第40号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

何点か聞きますけども、今、提案理由で改定を行う必要がある。必要があるというのはどういう意味ですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

人事院勧告で引き下げられたということで、この間、平群町の給与につきましては、人事院勧告を基に職員組合とも協議をし、地方公務員法の中で給与につきましては情勢適応の原則というのもございます。これに基づいての改正ということで考えております。

以上です。

○議 長

山口君。

○7 番

何で必要があるって書いてるんですかって聞いている。必ずということじゃないでしょう、基本的には。当然、人事院勧告に鑑みやからね、それに倣って、基本的に平群町もこの間ずっとそういうふうにしてきたから、それでやるんだというのはわかりますけど、必要があるって、必要なかないねん、別に。それはやっぱり文章の書き方もきちっとすべきだと思いますので。

それからね、今、職員組合との話し合いという話がありました。どういう話し合いが行われてどういう結論になったのか。

それともう1点は、職員1人当たり幾らの減額になるのか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

2点質問を頂きまして、職員組合との協議なんですけれども、これにつきましては、私どもの組合のほうからですね、今回の人事院勧告につきまして、毎年確定闘争ということで要求書が出てまいります。そんな中で、組合としては現状維持をしてくれという要求がありましたですけども、本町としましては、先ほども言いましたように、民間での支給割合、支給状況が下がっているという人事院勧告。我々、労働基本権が制約されておまして、その代償措置としての人事院勧告を尊重していくということで、国の人事院勧告に基づいて0.05月を期末手当から削減するというので、基本的には合意を頂いたという状況でございます。

それから、1人当たりどれぐらい下がるのかということですけども、平均で大体1万7,000円程度というふうな試算となっております。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

1万7,000円というのは、管理職も全部入れた数字でいいわけですね。

それからもう1点ね、なぜ勤勉手当でなく期末手当を引き下げるのか、それはどうしてですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

これにつきまして、私どももなぜなのかなというふうな疑問もございます。たまたま国のほうの人事院の説明会があったという形で、各都道府県の方が説明会に行かれてるんですけども、そんな中でもそういった質問が出ておりました。国のほうの答弁を代弁するんじゃないんですけども、期末・勤勉というのは性質が違うんですけども、今の民間と比べましても、一律支給の性質があるこの期末手当というのは民間企業にもあるということで、そこの支給割合が過去からも上回ってきてたということで、引き下げるほうにつきましては期末手当であるというふうな説明がされているというふうに聞いております。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

民間は、そんな期末手当と勤勉を分けて一時金を支給するというのはあんまりないと思うんですけどね、私のこれまでの経験ではね。

議員になってから初めてこういうふうに二つに分かれてるんだというのが、職員の場合ね、あるですよ。町長や副町長、教育長、議員についてはそういうのはないですよ、勤勉手当というのは。本来、この6年間ね、一時金は引き上げられてきたんですよ、毎年この時期。値上げの場合は、去年は12月議会に入ってから引上げして、10日には間に合いませんから、年度末までに差額分を支給するというようなことでした。6年間ずっと上げられたのは勤勉手当なんです。せやのに、今度下げるのは期末手当ってなってるんですね。そこに、この間そういうのを担当してきた課長として、矛盾感じませんか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

矛盾というんですか、この間、職員組合とも話している中ではですね、やっぱり基本的には人事院勧告を基本に考えていくということで、常々交渉してきております。そんな中では、今回出たのが期末手当やったということで、単純にはそれでやっていかなきゃいけないというふうに考えております。

先ほど言いました国のほうの会議の中でも、これは福島県のほうから出たという資料があるんですけども、人事院の回答としましては、民間における賞与の考課査定分の配分状況を参考にしていると。そのとおり勧告したというふうな、民間よりも期末手当という性質のものがあって、そっちが公務員のほうが高くなっているという状況があるというふうになっております。基本的には、何度も繰返しになるんですけども、人事院勧告の内容を尊重していったと

いうことでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

答えは出えへんやろうけどね、人勧に沿ってそのままやるという。でもね、普通疑問に持ってですね、そういうことはやっぱり地方の自治体からもね、おかしいん違いますかというのは、やっぱり意見を上げるべきだと思うんですよ。期末手当というのは本来、生活給の性格があります。勤勉手当は当然、名前のとおりですね、働きに応じてというようなことで、実際にはもうそのまま減額したりはもちろんしないで払いますから。しかし、性格的にはそういう成績主義的なものがあるわけですから、上げるときはそっちしといて、下げるときは今度、生活給のほうを下げるというのは、ここに政府の意図を感じるわけですよ。政府の意図というか、人勧が出してるわけですけども。

だから、成績主義を強めるという考えになるんでね、その辺はやっぱり地方自治体からも国に意見を上げるべきだし、組合のほうでそんな話までされてるのかどうか分かりませんが、やっぱりそこはきちつと言うべきだというふうに思いますんでね、その辺は今後、別に平群町だけ割合変えたって、本来いいわけでしょう、条例で決めてるわけだから。だから、そういうことも含めてね、やっぱり町の姿勢というものを、職員の皆さんの生活に基本的には関わる部分ですから、簡単に、国が決めたから、もうそんでええわというようなことではないようにしていただければと、これは意見として申し上げておきます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。山口君。

○7 番

職員組合と合意したということで反対はいたしません、一言意見を述べさせていただきます。

公務員の賃金引下げは、民間労働者の賃下げ、また全ての労働者の賃金が下がるのにつながると。同時に今、消費税増税、昨年ですよ。新型コロナ危機もあります。そういう下でですね、今賃下げをするというのは、やっぱり消費

を減退させる、また地域経済にも影響を及ぼす、このように考えます。

今、コロナ禍の下で、国際的にも世界的な状況ですから、その中で、ドイツではですね、例えば、政府と連邦政府、地方自治体の公共部門の労働組合が団体交渉を行ってですね、最大4.5%の賃上げを行うことで合意しています。そしてこの合意は、2022年末、2年先まで適用されですね、最低俸給層で4.5%、一番高い所得の人で3.2%の賃上げとなる。新型コロナとの闘いで最前線に立つ看護師さんについては8.7%、集中治療室に従事する医療関係者は最大10%の賃上げ、こういうことがドイツでは行われている。

今、職員の皆さんは、住民の命と健康を守るために日々働いておられるわけです。業務量も増え、大変な過密労働、平群町の場合、全員がそうだとはいえませんけれども、そういう状況になっています。新型コロナ危機の下でこのように奮闘を続ける職員の皆さんの一時金を引き下げるというのはですね、私は政府に対して大いに言いたいですけれども、もってのほかのことだと。コロナ危機の収束が見通せない中で、住民の皆さんの命と暮らしを守る公務の役割を發揮できるようにですね、本来なら労働者の賃金、労働条件改善こそが求められると考えています。

また、今回の期末手当のほうの引下げという成績主義評価の手法は取るべきではないということ。今後は、こういうことも考慮して提案されることをお願いして私の意見といたします。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第40号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決定いたしました。

続きまして

日程第4 議案第41号 特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第41号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第41号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決定いたしました。

続きまして

日程第5 議案第42号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第42号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第42号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決
定いたしました。

続きまして

日程第6 議案第43号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手
当に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第43号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

4本全部の影響額は幾らですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

議員の方全員ということで。

「4本全部」の声あり

○総務防災課長

4本全部ということですか。

一般会計のほうで、約312万の影響があるということでございます。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第43号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決
定いたしました。

以上で本臨時会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして御挨拶をお願いいたします。町長。

○町 長

議員の皆さんにおかれましては慎重審議いただき、ありがとうございました。

本日上程させていただきました4議案につきましては可決いただき、誠にありがとうございました。

現在も全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いており、第3波と言える状況にあり、奈良県内でも感染者が増加傾向となっております。平群町におきましても、現在14名の感染者の報告があります。今後、インフルエンザの同時流行も危惧されております。新しい生活様式の中で感染予防の徹底を図りながら、健康には十分に留意していただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議 長

これをもって令和2年平群町議会第6回臨時会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午前 9時29分)